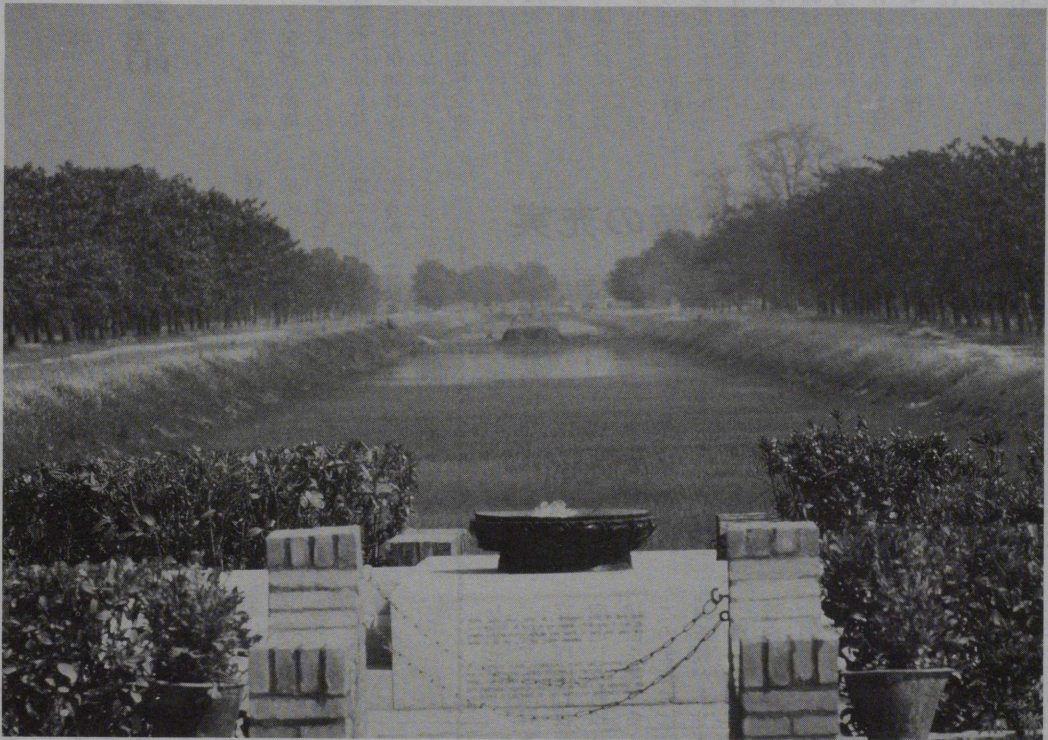


No. 351

全ヤ

9/89

ルンビニー園復興にご協力を



「平和の灯」(手前)と水をたたえた中央運河

全日本仏教会

ネパールから四氏来日

ルンビニー園復興事業

現況説明と協力を要請

去る七月五日から十日にかけて、ネパール政府のルンビニー開発トラス（略称LDDT）事務局の一行が来日した。今回の来日は、仏教界をはじめ、広く日本の関係者に、改めてルンビニー園復興事業について詳しく説明を行うと同時に、同事業への一層の協力を要請する事が目的であった。

今回来日した事務局の一行は、Y・K・シルワール（ネパール外務省次官、LDDT事務局次長）、D・パント（LDDT事務局次長）、B・ラジュバンダリー（LDDTルンビニー園駐在実施担当官）、P・カトリ（LDDT広報担当官）の四氏。

来日した一行は、東京と京都で記者会見やレセプションを開催するなど、積極的な広報活動を行い、本会会長の大谷光真浄土真宗本願寺派門主を敬訪問した。また本会としても、ルンビニー復興日本仏教徒委員会主催の歓迎レセプションを開催し、加盟宗派、県仏の代表者と、親しく懇談する機会をつくった。

LDDT一行訪日の日程は次の通りだった。七月五日、ソウルより到着。本会から杜多国際文化部長、木内同次長の二名、ネパール大使館参事官等が出迎えた。宿泊先ホテルへ移動後、打ち合わせを行う。翌六日午後四時に、銀座東急ホテルにおいて、LDDT主催の記者会見及びレセプションを行う。席上シルワール氏は、ルンビニー園復興計画の経緯、工事の進行状況を詳しく説明し、協力を要請した。

七日、ルンビニー復興日本仏教徒委員会が開かれ、復興事業はマヤ堂の修復を中心にすることが確認された。

会議終了後、午後五時から霞ヶ関ビルルの東京会館を会場に、一行の歓迎レセプションがにぎやかに開催された。このレセプションには、加盟宗派、県仏の代

表三十名余が出席。翌八日は京都へ移動。九日に清水寺、妙心寺、金閣寺を訪問。

十日午後一時、西本願寺に大谷光真会長を敬訪問。席上一行を代表してシルワール氏より、大谷会長に、ルンビニー園復興事業への一層の協力の要請があり、更に会長御自身が、一席ネパールを訪問下さるよう招請が行われた。午後三時、京都グランドホテルにおいて、LDDT主催の記者会見、レセプションを開催。

以上、日本において関係協力団体、機関への広報活動と協議に始終した一行であるが、課題となっていた、マヤ堂を中心とした本会との協議事項については、

記者会見の席で、シルワール氏より次のような発言があった。

「マヤ堂の菩提樹は、その根が堂全体を覆うまでに広がっている。このまま成長すれば堂は完全に崩壊してしまう。このマヤ堂の修復については、全日本仏教会が推進する事が、同会との協議で決まった」

なお、LDDT一行とルンビニー復興日本仏教徒委員会との協議では、①マヤ堂を覆う菩提樹は移動して計画を進める、②マヤ堂の解体修復を行う、③本年度中に工事に着手する、の三点について合意された。

文化財保護対策の充実 自民党へ要望書

本会では、仏教文化財の保護を積極的に進めるため、去る七月三十一日、左記のような「国宝、重要文化財の保護対策の充実についての要望書」を、野口善雄全仏理事長名で、自由民主党文教部会、文教制度調査会、文教局へ提出した。

私ども所有者は、その自覚のもとに保存管理に日夜苦心を重ねておりますが、窮迫した財政状態等により保存に必要な措置を講ずることが困難となっており、このままでは文化財保護に問題を生ずるおそれがあります。

ついては、国においても文化財の保存管理事業の充実をめざし、次のような各項目について格別の財政措置を講ぜられるよう切に要望致します。

記

一、国宝、重要文化財の保護対策の充実

防災

二、伝統的建造物群の整備

三、文化財保存施設の整備

四、伝統技術の保存・振興

我が国の歴史・文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な文化遺産であり、永く子孫に伝えていかなくてはな



大谷会長を表敬訪問したシルワール氏

残暑御見舞い申し上げます

曹洞宗宗務庁

管 長 丹羽廉芳	宗務総長 藏山光堂	参 議 田邊哲崖	参 議 岡田巳成	教学部長 来馬規雄	総務部長 細川祐葆	財政部長 山崎正道	伝道部長 前田昌範	教化部長 石塚良光	出版部長 本田兼康	人事部長 佐々木孝一
----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

〒105 東京都港区芝二一五一—二
〇三(四五四)五四一—

浄土真宗本願寺派

総 長 藤音晃祐	総 務 日谷周暎	同 木山星生	同 土原世胄	同 大久保久遠	同 波多野昭方
----------	----------	--------	--------	---------	---------

〒600 京都市下京区堀川通花屋町下ル
本願寺前町
〇七五(三七)五一八一—

真言宗智山派宗務庁 総本山智積院法務所

化管 主長 藤井龍心	宗務総長 石川良泰	寺務長 舛田順明	総務部長 舛田順明	教学部長 大塚正見	教化部長 安部隆完	執務部長 佐藤良盛	財務部長 桑澤宥康	出張所長 花木義光	別院執事
------------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------

〒605 京都市東山区七条下ル
東瓦町九六四
〇七五(五四)五三六—二
七八九七

真言宗豊山派宗務所

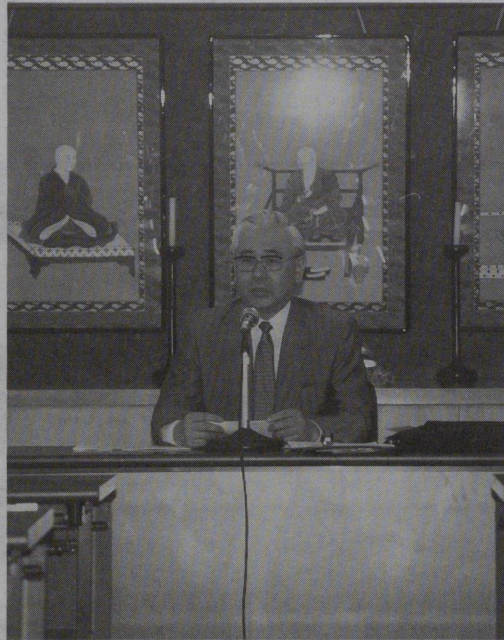
管 長 中川祐俊	宗務総長 鈴木常俊	総務部長 鳥井慎誉	教務部長 小野塚幾澄	財務部長 杉本亮一	教化部長 高橋辰興	総合教化研 究事務局 長 市橋俊昭	興教大師八百 五十年御遠忌 記念事業委員 会事務局 長 鈴木道雄
----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	----------------------	---

〒112 東京都文京区大塚五一四〇—八
〇三(九四五)〇六三九

第2回同和研究会

「複眼的業論」 —文化史の 立場から—

奈良康明駒大教授が講演



講演される奈良康明師

去る六月十三日午後一時から、本会同和委員会が主催する、第二回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、真言宗豊山派宗務所会議室で開催された。

白川事務総長、蓮池同和委員長の挨拶につづき、駒沢大学仏教学部教授・奈良康明師が「複眼的業論—文化史の立場から—」のテーマで、要旨次のような講演を行った。

仏教界の人々にとって業とは、それが無くなれば仏教信仰が成り立たない、極

めて重要なものである。しかし、現実の日本に於ける仏教徒の社会（被差別部落の人々を含め）では、宗教、教学で扱っただけの業ではなく、差別を容認し、生み出す業論がまかり通っている。業論を考える上で、あるべき局面を模索する教理と、事実としてある文化現象とは、アプローチの方法が違って来る。

現在我々が直面している差別問題は、社会的な事実であり、教理学より文化研究の立場から見た方が、理解がより正確になる。

もう一つの問題は、インドに於いて、仏教はどのような社会的基盤の上で起こったかと云う事である。

釈尊ないし仏教教団を支えていたのは、ヒンドゥー社会である。業とは、古代インドの民間信仰であり、ヒンドゥー世界に生きていた人々の間に、最初からあるものであった。

(1)ヒンドゥー社会の業・輪廻論

古代インドの人々にとり、死後の問題は最大の関心事であった。そこで、次第に輪廻論が確立し、業と結び付いて行く。人間の本質は靈魂であり、それは永遠不滅の実体で、肉体が死んでも滅びることはない。そして、生前に為した行為、すなわち業とその業の力に応じた世界に生まれ変わるが考えられた。ここには死後世界の存在が予想される。

梵語の「カルマン」は業と訳されるが、そこには「行為」と、行為が後に残す潜在的な力である「業力」の意味がある。人間は必ず行為をし、そこには常に業力

が残る。業力は次の世界に生れ変わる力として働き、人間は限り無く生死を繰り返して行くと云うのが輪廻論である。

古代インドの宗教では、有限な肉体のままで不死永遠を得る解脱とは、輪廻を脱することと受け取られた。仏教の「ジャータカ物語」でも、釈尊は輪廻転生を繰り返して、その最後生として解脱し、悟りを得たとする。インドの一般的な観念の上に成り立っている。

ただし、ヒンドゥー教と仏教との大きな違いに「無我説」がある。古代インドの仏教思想には、教学面で輪廻説と無我説を調整すると云う、苦闘の歴史がある。すなわち建前として無我説が標榜されながら、一般仏教徒の間では、漠然とした形で靈魂の存在が信じられ、輪廻転生と業の働きが強く信じられて来たのである。

業の観念の三大鉄則は、「自業自得」と「業界の必然性」である。善因善果、悪因悪果が基本にある。過去、現在、未来にわたる極めて物理的な業の働きが一般的に想定された。業論が死後の名分を支配するとする考えは、現在の社会に於ける自分自身の状況を説明する上で、まことに便利な論理となった。

この考え方はさらに発展し、過去世の具体的な行為と、現世の具体的状況を直結するようになった。例えばヒンドゥー教の代表的な「マヌ法典」には、「肉を盗む者はハゲタカになり、バラモンを殺した者はチャングーラ（不可触民）になる」と云う事が書かれている。この一般的な業論をそのまま受け止めた考え方は、

仏典の中にも出て来る。よってその文章は、現在の我々の感覚からすれば、完全な差別文章である。

業、輪廻思想には、宿命論的な受け取り方がある。一般的業論は、現在の状況は過去世の業によると考へ、宿命論的である。この宿命論には、自分の意志による救いが無い。しかし仏教の業論では、現世に於て善業を積み、来世は善所に生まれると考へ宿命論を脱する働きがある。

また、業、輪廻思想には、人々に善い行為を勧めると云った、倫理性が認められる。しかし、それは同時に、現在すでに不幸な状況にいる人々には、過酷な教えとなった。

例えば、差別問題は社会的、歴史的脈絡の中で考へるべきものである。ところが仏教を含めた古代インドの宗教は、その脈絡を考へず、あくまでも個人の心の持ち方に換言して教えを説いた。倫理性を有する業論は、一方では差別を容認する業論ともなり、一事の表裏の関係で機能していると考えられる。

(2) 原始仏教に於ける業論

原始仏教に於ける業論を『スッタニパータ』から見ると、「生まれによってバラモンなのではない。生まれによってバラモンならざる者なのでもない。業(行為)によってバラモンなのであり、業によってバラモンならざる者なのである」

と説かれている。すなわち、バラモンとは単なる区別の表示、約束事の名前ではない。人間の優劣を決めるのは、徳ある行為であり、徳ある人をこそ真のバラモンであるとする。明らかに社会的脈絡で、四姓制度を認めない立場を取る。しかし、この文章は、社会的なバラモ



熱心に聴講する参加者

ンのあり方と、倫理的なあり方とを混同している。仏教の立場から、優れた人間のあり方を、社会の最上位とされるバラモンに託して説いているのである。四姓制度に於いて、四姓は生れによって決まるとは、当時のインドでは常識だ

った。それを前提として認めた上で、真のバラモンのあるべき生き方、倫理、特性を説くのである。

釈尊が四姓制度に対して、否定的な考へを持っていたことは間違いない。それは仏教教団に限らず、古代インドの出家者教団の大原則だった。出家者は原則として社会的実践には加わらなかつた。釈尊並びに後代の仏教教団は、四姓制度の批判はするが、実際に社会に働きかけ、制度を打破しようと具体的に運動した形跡は無い。それが古代インドの宗教的伝統である。

近頃、人権や差別の問題に関し、仏教の平等観を主張する論拠として、『スッタニパータ』が引用される。しかし、元来が倫理的、宗教的人間のあり方を説く文章を、そのまま社会的脈絡で解釈し、利用する事は便宜的にすぎず、誤解を招きやすい。

現代の我々が持っている問題意識からすると、古代インドの仏教には、不平等や差別を説く表現がかなりある。しかしその全てを否定すべきではなく、現代の問題意識を古代へ逆照射し、その立場から原始仏典の種々の思想を明らかにし、評価しておく必要がある。

(3) 実存的業論

仏教の伝承には、出世間的な業論、実存レベルの業論、信仰的な業論がある。仏教の実存的業論の構造をあげれば、①自己の凝視、②自己の罪業の認識、③懺悔があり、これによって宗教的な意味での業論の乗り越えである、解脱、悟り、

救いが現出する。

しかし、原始仏典に於ける業論は、あくまで自己認識の問題として説かれているが、一般レベルに立てば、そのまま差別的表現になってしまうと云う所に、業論の恐さがある。

ましてや仏教の伝承の中には、実存的業論、倫理的業論を説いているつもりでさえ、差別を生み出し、明らかに容認して来た事実がある。

一つの文化の流れとして見た時に、仏教文化の流れの中には、さまざまな理由から、さまざまな形で差別がある事を認めざるを得ない。

(4) 複眼的業論

物理的な一般的業論と、仏教の実存的業論は、磁石の両極あるいは楕円の二つの焦点と考へるべきである。両者を分けるのは、便宜的なものであり、両者は微妙な関係で働きあいながら、仏教の業論が説かれて来たと理解すべきである。また我々には、さまざまな感覚の中で、両者の間をゆれ動きながら、結果として差別的発言をして来た歴史がある。

仏教信仰は、業が無くなると成り立たない。我々は業を説いて行かなければならない。そして差別にならない業を説くには、さまざまな事例を常に念頭におきながら文献を理解し、同時に今後の業論の説き方を、注意深く押えて行かなければならないと考へる。

この後、出席者からさまざまな質問があり、研究会は午後四時に終了した。

同和推進十年の歩み

(4)

同和推進取り組みの実状

天台宗 社会部長 北角 圓澄

比叡山開創一千二百年に当たり、三十二日間の慶讃大法要期間を設け六日目に当たる昭和六十二年五月十五日に根本中堂に於いて差別戒名謝罪並びに慰霊法要を厳修致しました。法要終了後、江田廣典宗務総長は「天台宗徒は自らの手で被差別部落の人達を差別してきた張本人であり、この過ちを断ち切る為素直な気持ちで謝罪し、死亡されてからも極楽へ導くことなく差別されている尊霊を慰める義務がある。本日根本中堂ご本尊の宝前に誠意をもって供養いたしました。なお、本日のお位牌は阿弥陀堂へ移し、毎朝安らかにお休み下さいと供養いたしますのでこの過ちをお許し下さい」と深々と低頭されたのである。

宗祖伝教大師は奈良仏教の権力機構、差し当たり将来の立身出世の渦中に巻き込まれることを嫌い「悉皆成仏」(人は誰でも仏に成れる)の教えこそ真の仏教であると悟られ、比叡山にこもりその実践方法を考えられたのである。

仏に成れる、即ち幸せになれるのは全人類すべての人共通であるとされ、著名な歴史的人物の中では、日本で最初に人間平等論を唱えられたのである。

然るに天台宗に差別事象が起こっている。宗祖の意志に反し、差別戒名をつけることである。

生前あらゆる差別に苦しめられ、救われることがなかった人達に追い打ちをかけるように、死後の世界であれば「悉皆成仏」だから救われるであろうとかすかな望みを抱いて他界された。それなのに死後までも差別する戒名をつけたのである。死後の世界まで差別する権利は誰も持ちえない筈である。非合法なことが平然と行なわれたのだ。私達宗徒は一寺院で起きたことであっても全員が責任を自覚すべきであり、心底よりお詫びすべきであると考へ、天台宗同和推進委員会をはじめ、あらゆる機会(各団体ごとの研修会等)を活用して説得を続けている。

差別された子孫の方々にお詫びして先祖の霊を慰め宗徒の方々に厳しい差別の現実を理解していただき、二度と差別事件を起こさないよう意識を高めていただきたいと念願するものである。

本宗で実施している同和推進研修会の概要について記述すると、まず、宗祖伝教大師のご精神(法華一乗の悉皆成仏)の布教と、在家仏教による浄仏国土の建

設について説明する。次に、本宗の歩みについて天皇公家との深い関わりを持ち、権力構造の一翼を担う宗団となつてしまひ、宗祖のご意志に反し一般大衆と離れていく仏教とほど遠い奈良仏教の体質となり比叡山延暦寺が日本仏教の母山といわれるようになっていったのである。各宗の祖師が比叡山で学ばれ、仏教の方針を他に求めてそれぞれ独立されたのである。

比叡山でもっと一般大衆に仏の教えを真剣に説くべきであり、時代の背景を考へるべきであった、と反省をこめて鎌倉時代の状況を説明する。

次に、仏教界に於ける差別事象について、本宗の差別戒名墓石について、他宗の差別事象、御札、差別図書、差別発言、因果和讃等々、差別をしているのは僧侶であるので、心の内から差別を憎む体質となり、差別事象を起こさないよう強調する。

次に、他の団体とのことにふれ、全日本仏教会、同宗連への参加、部落解放同盟との関係、今年度は特に「部落解放基本法」の制定要求に取り組みることについての協力を要請する。

最後に、今後の取り組みについて、人権を尊重し差別意識を持たない日常生活を大切にすることが大切であると、仏教思想の重要な鍵を握る「業」の問題を正しく理解し、更に差別事象につながる「身元調査お断り」を貫くことが肝要で差別事象を生産しないよう要望する。

以上が研修会での内容である。

次に、天台宗の差別戒名、差別戒名墓石の改修についてふれてみたい。

本宗では、差別戒名を当該寺院住職が新しく書き替えて供養し、次に墓石の改修に取り組みという順序になっている。

この改修方法は他の宗派と根本的に違っている。それは差別された子孫の方々の意見を重要視することである。問題は先祖の方々が許して下さる方法は、やはり子孫の方達の考へであると信じ、何度も何度も当該寺の住職と協議を重ねることである。討議された結論にそつて宗団は関わるべきであると考えている。

五者会議、即ち子孫、寺院住職、運動団体部落解放同盟、行政機関(市町村教育委員会)、天台宗務庁の意見の統一を得て実施すべきである。

天台宗では次の方法で解決して来た。

- ① 墓石を寺の境内に移して供養し、新しい墓石に新しい戒名をつけ開眼供養をした。
- ② 過去帳を新しい戒名に改め、差別墓石を菩提寺境内へ移して穴を掘り、その穴の中へ墓石を埋めて、その上に供養塔を建てて開眼供養をした。旧墓地にも供養塔を建立し、開眼供養をした。
- ③ 過去帳を新しい戒名に改め、共同墓地に地藏菩薩をお祀りして開眼供養をし、墓石は菩提寺へ移して住職が毎日供養することとなった。
- ④ 墓石については子孫から「寺としてさわらないでほしい。寺は戒名をつけ、我々はその戒名にもとづいて

墓石を造り先祖の供養をするのであり、我々が造った墓は我々の手でつくりなおすから寺はかかわってほしくない。」

宗団としては「新しく戒名をつけ供養し、墓石を改修したい」と説得したがついに応じていただけなかった。子孫の方がこのように「自分の墓は自分で守るのだから障らないでくれ」と強硬に主張されてやむなく取り組みを中止した。

⑤ 人里離れた山の斜面にひっそり七墓の墓石があつたがその周辺は今にも崩れ落ちそうな崖の下であり、放置すれば土砂に埋まりそうであつた。死後の世界は慈悲深い仏と同居されるのだ。環境を整備してゆつくり安心してお休み下さいと現地で謝罪、慰霊法要を営んだ。

以上、五つの例が本宗の実績として残された。基本的な改修方法と違った形となつたが①②③④⑤においてはそれぞれの墓地並びに菩提寺において子孫をはじめ地元運動団体、市長村長、市町村教育委員長、天台宗務庁代表者の参列のもと、謝罪、慰霊法要を厳修した。子孫の方々の意志を尊重したからこのような結果となつたのであり、十分な措置でなかつたかなと一抹の不安を抱えながら報告と致したい。

同和研修会開催のお知らせ

本会主催の「加盟団体代表者同和研修

会」が、左記の通り開催されます。

毎年、本会加盟の宗派、都道府県仏教会、諸団体の関係者を対象とする同和研修会を開催いたしておりますが、今回初めて、宗務行政責任者を対象に、同和研修会を開催いたします。

日時 十月二日(月)午後一時～五時半
会場 京都グランドホテル
講演 町田宗夫師(全日本仏教会元理事長)
「プリンストンからナイロビへ」
(仮題)

対象

本会加盟の宗派、都道府県仏教会、各
種団体の宗務行政責任者、その他

『事務局長録事』

一七月一

一日 同和委員会

四日 総持寺差別戒名追善法要参列

四日 局内会議

七日 ルンビニー委員会

レセプション

二十一日 局内会議

二十一日 局内会議

二十九日 千葉県仏教会総会出席

三十一日 局内会議

一八月一

一日 ルンビニー打ち合わせ会

十日 局内会議

法律相談

十九日 部落解放研究所宗教部会出席

二十二日 局内会議

二十四日 法律相談

一九八九年九月一日発行
九月号 第三五一号

発行人 白川良純

発行所

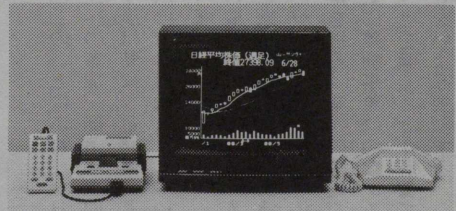
財団法人 全日本仏教会

千一〇五

東京都港区芝公園四一七七一
電話 〇三(四三七)九二七五

ファミコンで、リアルタイムの株式投資。

時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



山一のサンライン

ピピッと株式、
ファミコンで。

お申込みは最寄りの山一証券・本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

☎(局番なし) 0120-001234
※平日/8:30-17:00
※土曜(第2・3を除く)/
8:30-12:00

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2-4-1

☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏面に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上 千103 東京・日本橋局区内 山一証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券
サンライン山一
全 仏